**平成２３年（フ）第３８号**
熊本県阿蘇郡小国町大字上田5306番地
債務者　梅木　惠子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２３年（フ）第１６０５号**
東京都小平市学園西町３丁目21番28号
債務者　染谷　明美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１８４９０号**
東京都江戸川区篠崎町４丁目２－９
債務者　加瀬　秀人
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１８５１２号**
東京都足立区竹の塚６丁目16―11―102
債務者　阿部亜理沙
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６５８号**
東京都小金井市本町２丁目６番７号ＮＫビル703田尻方
債務者　比嘉　伸一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１６７４号**
東京都八王子市小比企町534番地１
債務者　山下　弘美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２４９号**
北海道帯広市西９条北７丁目９番地７　西側
債務者　木幡　勝雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第２５０号**
北海道中川郡豊頃町十弗宝町16番地
債務者　木幡登美子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第１号**
北海道中川郡幕別町字南勢330番地の３
債務者　藤原　有仁
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第３３２４号**
横浜市緑区中山町1138番地　リバーサイド佐々木Ｂ202号
債務者　小曽根平仁
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３３４２号**
横浜市栄区長沼町555番地　かいがら坂ハイツ４棟305号
債務者　佐々木勝己
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３３６５号**
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢５棟301号
債務者　藤井加代子（旧姓木目田）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３４２７号**
横浜市保土ケ谷区岩井町174番地　第二芦川荘102号
債務者　澤田　菊美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３４２８号**
横浜市港南区下永谷５丁目63番16号　スバルハイツ203号
債務者　泉　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６３２号**
静岡県浜松市西区呉松町3539番地の９
債務者　影山佐代子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係